

諮問庁：消費者庁長官

諮問日：令和5年11月24日（令和5年（行情）諮問第1061号）

答申日：令和7年2月21日（令和6年度（行情）答申第936号）

事件名：特定日付けで特定会社に対して取引等停止命令及び指示をするに際して取得・作成した文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表に掲げる3文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月31日付け消取引第699号により消費者庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）文書1（特定会社に対する取引等停止命令等について）

###### ア 消費者庁の担当官職の右欄

個人識別情報に該当するとしても、消費者庁の職員として職員録等により関東（原文ママ）として公にすることが予定されており、法5条1号イに該当し非開示事由に該当しない。

###### イ P I O相談件数、過去の行政処分・行政指導歴

法人に関する情報に該当するとしても、単に非公表としている情報であるから法人の正当な利益を害するおそれがあるといえない。

P I O相談件数の多寡が必ずしも当該法人の違法行為の有無を示すものといえず、その件数を公にしたとしても直ちに事業者の社会的評価を低下させる（原文ママ）といえず、法人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

行政処分、行政指導歴については、これを公にすることで法人の社会的評価を低下させる可能性があるにしても、これ自体、事業者として事業を営む以上行政処分歴、行政指導歴があるということ自体

秘匿する正当な利益があるとまでいえない。

そうすると、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

仮に、法5条2号イに該当するとしても、消費者政策上問題行為を行なった事業者であることについては、消費者の自主的な事業者の選択に資するといふべきであり、人の財産を保護するため公にすることが必要と認められる情報に該当することから同号ただし書により開示すべきである。

ウ その余の非開示部分について

これらの情報を公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると処分庁は主張する。

しかし、調査事実、収集証拠、法的評価、執行の予定等に関する情報であるからといって当然に当該情報を公にすることにより、将来の調査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるといえない。

まず、当該文書の作成日を非開示としているが、ある程度の調査日程が分かったとしても、将来の調査に上述のおそれがあるとはいえない。

引用する資料番号が公になったとしても、いかなる証拠であるか直ちに反映するといえず将来の調査に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

その他非開示としている部分についても、その全てがこれを公にすることで将来の調査に影響を及ぼすとはいえない。本件で処分の対象となった行為の再発防止、行政の透明性の確保と説明責任の履行の観点からこれらの情報について開示すべきである。

よって法5条6号に該当しない。

(2) 文書2、文書3（認定証拠一覧、認定証拠）

いかなる証拠による違反事実等を認定したか、その全てを非公開にしなければ、将来の調査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるといえない。

本件で処分の対象となった行為の再発防止、行政の透明性の確保と説明責任の履行の観点からこれらの情報について開示すべきであり、証拠の標目、内容全てを非開示にしなければ当該事務又は事業に関する情報を公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を生ずるとはいえない。

よって、法5条6号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によれば、おおむね以下のとおりである。

#### 1 理由説明の趣旨

処分庁の原処分は適法かつ妥当であるとの答申を求める。

#### 2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年12月28日付け行政文書開示請求書により、処分庁に対し、法4条1項の規定に基づき、後記4(1)記載の行政文書(以下「本件請求文書」という。)に係る開示請求(令和5年1月4日受付第情02号)(以下「本件開示請求」という。)をした。
- (2) 処分庁は、法11条の開示期限の延長(令和5年1月17日付け消取引第45号の延長通知による)を行った後、同年5月31日、本件対象文書を本件開示請求の対象文書として特定し、法9条1項の規定により、原処分をした。
- (3) 審査請求人は、令和5年8月25日、原処分に係る審査請求をした(以下、同審査請求を「本件審査請求」、本件審査請求に当たって審査請求人が提出した書面を「本件審査請求書」という。)

#### 3 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

処分庁が令和5年5月31日付けでした原処分のうち不開示部分に関する処分を取消し、開示するとの裁決を求める。

なお、審査請求書の請求の趣旨の記載には、「開示部分に関する処分を取消し」とあるところ、審査請求書のその他の記載から合理的に判断すれば、当該記載は「不開示部分に関する処分を取消し」の誤記であることが明らかである。

##### (2) 審査請求の理由

上記第2の2のとおり。

#### 4 原処分の適法性及び妥当性

##### (1) 本件請求文書

令和4年10月13日付で特定会社に対して取引等停止命令及び指示をするに際して貴庁が取得、作成した行政文書一切(プレスリリース文を除く)

##### (2) 原処分のとおり、本件対象文書には法5条各号に規定する不開示情報が記録されていること

###### ア 法5条各号の「おそれ」の判断方法

法5条各号にいう「おそれ」とは、単に行政機関の主観においてそのおそれがあると判断されるだけではなく、客観的にそのおそれがあると認められることが必要というべきであるところ、この「おそ

れ」があるか否かの判断に当たり、当該文書の個別具体的な記載文言等が明らかにされなければならないとすることは、結果的に当該行政文書の開示を要求するというに等しく、不開示情報を定めた法の趣旨に反することは明らかである。

したがって、行政文書に記録された情報について、法5条各号にいう「おそれ」があるか否かを判断するに当たっては、当該情報の一般的な性質から、法5条各号にいう「おそれ」があるか否かを客観的に判断することが相当である（東京地裁平成16年12月24日判決（平成15年（行ウ）第597号）、東京地裁平成30年10月25日判決（平成29年（行ウ）第60号及び同年（行ウ）第93号））。

イ 法5条1号本文前段該当性（ただし書非該当）について

文書1は、「特定会社に対する取引等停止命令等について」と題する特定の事業者に対する特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）違反を理由とする行政処分を行うに際して、消費者庁取引対策課の担当者が作成した同社の特商法違反の事実認定及び法的評価を記載した文書である。

本文書の1ページには、消費者庁の担当官職の右欄に法執行担当者の氏名が記載されている。

これは、行政処分の執行を担当する職員の氏名であり、法5条1号前段に該当し、法5条1号ただし書口に該当する事情はなく、同号ただし書ハにも該当しない。

この点、審査請求人は、行政庁の職員の氏名は法令又は慣行（審査請求書では「関東」とあるが、記載の全趣旨から「慣行」の誤記であることが明らかである。）として公にすることが予定されており、同号ただし書イに該当すると主張する。

しかし、一般には、行政機関の職員の氏名については、職務遂行に係る情報に含まれるものは、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き、法5条1号ただし書イに該当するものとされている（情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日）（以下「申合せ」という。））としても、本文書の当該部分に記載された消費者庁職員は、特定会社に対する行政処分を担当した職員であって、その氏名を公にすると、個別事案の検討の結果等に不満を持つ者から嫌がらせ等が行われ、当該職員に危害が及ぶ可能性があるなど、当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じるおそれがあるといえる。

そうすると、当該部分に記載された職員の氏名は、法5条1号ただし書イに該当しない。

よって、上記の各情報については、法5条1号本文前段に規定する不開示情報に該当し、同号ただし書にも該当しない。

また、氏名は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であるから、法6条2項による部分開示の余地もない。

ウ 法5条2号イの不開示情報該当性（ただし書非該当）について

文書1の1ページ及び2ページの「第1」の「12 P I O相談件数」「14 過去の行政処分・行政指導歴」の各欄には、それぞれ同表題どおりの情報、すなわち、特定の事業者（特定会社）のP I O－N E T（全国消費生活情報ネットワークシステムのことであり、同システムは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っている。）における消費者からの相談件数及び特定会社の過去の行政処分及び行政指導歴が記載されている。

これらは、事業者の非公表の情報であって、当該事業者（特定会社）に関する消費者からの苦情や相談の件数及び、過去の法違反歴や行政指導歴といった、一般に事業者の社会的評価を低下させると認められる情報であるから、これらを公にすることにより、当該事業者（特定会社）の社会的評価を低下させるなど、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえ、法5条2号イに該当する。

この点、審査請求人は、仮に、法5条2号イに該当するとしても、消費政策上問題行為を行った事業者であることについては、消費者の自主的な事業者の選択に資するといふべきであり、人の財産を保護するために公にすることが必要と認められる情報に該当することから、同号ただし書に該当すると主張する。

しかし、当該事業者（特定会社）が消費政策上問題行為を行った事業者であることについては当該事業者（特定会社）に対する取引等停止命令等の行政処分の公表によって明らかにされているもので、更に前記情報を公にする必要があるとは言えないことから、前記記載部分は同号ただし書に該当しない。

以上より、前記情報は法5条2号イの不開示情報に該当し、同号ただし書にも該当しない。

エ 法5条6号柱書及びイ該当性について

（ア）文書1

本文書のヘッダーの「作成日」欄、1ページのヘッダー下に記載の作成日の部分、48ページの「第5」の「3」の3行目文中には、本件文書の作成日、弁明の機会の付与の期間といった、法執行の予定に関する情報が記載されている。

また、1 ページ目の「第1」(見出し)の一部、3 ページ目の4 行目の末尾、10 行目の文中、脚注1の1 行目の文中、4 ページ目の20 及び21 行目にかけて、5 ページ目の最終行目の文中の各不開示部分には、引用する資料番号が記載されている。

そして、「第3」の各「(3) 違反事実の認定」部分には、表題のとおり、具体的な違反事実が記載されており、「第4」の「1」、「2」の見出し及び各不開示部分、同「3」の1ないし3 行目には、「第4」の冒頭部分にあるとおり、「次の理由により、特商法38 条1 項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれ」及び同法39 条1 項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれ」があると認められる」と判断する理由に関する情報が記載されている。

さらに、「第5」の「1」の「(2)」の部分には、取引等停止命令の期間を判断する理由に関する情報が記載されている。

これらの各不開示部分に記載された情報は、まさに消費者庁の着眼点や手法そのものであって、これらを公にすることにより、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等が推測され、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることは明らかであり、法5 条6 号柱書及びイに該当する。

この点、審査請求人は、文書の作成日について、ある程度調査日程が分かったとしても将来の調査に関し、前記おそれがあるとはいえないと主張する。

しかし、消費者庁は、特商法違反の行政処分を行った日を公表しているところ、これによって明らかになる処分日と本件文書1の作成日付を合わせみると、消費者庁内部で特商法違反の認定をした時期から処分を行うまでの期間といった、特商法違反事件における内部手続の処理期間が明らかとなり、消費者庁内部での違反認定から最終的に処分を行うまでの期間を推知し得ることになり、その結果、事業者が調査や処分の潜脱を画策する端緒を与えることになり、特商法違反被疑事件の調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるといえる。

また、審査請求人は、引用する資料番号について、これが公になったとしても、いかなる証拠であるか直ちに判明するとはいえない

から、将来の調査に関し、前記のおそれがあるとはいえないとも主張する。

しかし、資料番号が明らかになれば、当該不開示部分の直前の開示部分である当該資料によって認定した事実の記載と相まって、どのような事実認定に何点程度の資料を要したかなどの事実認定の手法が明らかとなり、今後これを知った事業者は、事実認定に使用される見込みのある証拠資料等を推知することが可能となり、その隠ぺい又は改ざんを図るおそれがある。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

#### (イ) 文書 2

文書 2 は、「特定会社の認定に係る証拠一覧」と題する文書であり、その内容は、表題のとおり、特定の事業者に対する特商法違反を理由とする行政処分を行うに際して、消費者庁取引対策課が違反の認定に用いた証拠の標目の一覧である。

本件不開示部分には、各証拠の標目が記載されているところ、これらは、消費者庁が特商法違反を認定するにあたり、どのような証拠を何点用いたかという、法執行における調査事実、収集証拠等に関する情報であって、公にすることにより、密行性の高い調査及び執行の着眼点、手法等が推測され、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、法 5 条 6 号柱書及びイに該当する。

#### (ウ) 文書 3

文書 3 は、特定会社の認定に係る各証拠であり、その内容は、特定の事業者に対する特商法違反を理由とする行政処分を行うに際して、消費者庁取引対策課が同違反の認定に用いた書証である。

これらは、取引対策課の担当者が特商法違反を認定するために必要と認めて収集した個別具体的な証拠につき、それぞれ一定の観点から分析等をしてその結果を記載したものを含むものであって、取引対策課は、これらの証拠書類等に基づいて、特定の事業者に関する複数の事実関係をそれぞれ認定し、さらに、それら事実関係を総合して、当該事業者が特商法 38 条 1 項及び 39 条 1 項に規定する指示及び取引等停止命令の要件に該当することを認定したものである。

したがって、これらの書証を公にすれば、処分庁がどのような証拠を収集し、それらの証拠につきどのように分析した上、どのよう

に事実認定に用いているかなど、同庁による調査の方法や観点等が明らかになるものといえる。

よって、これらは法執行における調査事実、収集証拠等に関する情報であって、公にすることにより、密行性の高い調査及び執行の着眼点、手法等が推測され、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることは明らかであり、法5条6号柱書及びイに該当する。

### (3) 小括

以上から、前記(2)アないしエ記載の各不開示情報について不開示とした原処分は、適法妥当である。

## 5 結論

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であって、本件審査請求には理由がないから、前記第1の理由説明の趣旨に記載のと通りの答申を求める。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月8日 審議
- ④ 令和7年1月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月14日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は適法かつ妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分は、文書1の日付(文書の作成日)、消費者庁の職員4名の氏名、引用する資料番号、第1の「12 P I O相談件数」欄の全部、第1の「14 過去の行政処分・行政指導歴」欄の全部、第1の「13 調査経緯」欄の一部、第3の1ないし4の各「(3) 違反事実の認定」欄の全部、第4

の1及び2の「見出し及び本文」の全部、第4の3の一部、第5の1  
(2)「取引等停止命令の期間」欄の全部及び第5の3の弁明の機会の  
付与の期間並びに文書2の標題を除いた全部及び文書3の全部であると  
認められる。

(2) 諮問庁の説明の要旨

ア 第3の4(2)のとおり。

イ 不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をし  
て、更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のと  
おり補足して説明する。

文書1の第1の「13 調査経緯」欄の不開示情報該当性は次のと  
おりである。

当該欄には、特定会社に対する取引等停止命令等の調査開始（端緒  
の種別を含む。）から処分に至るまでの経緯が記載されている。

これは、法執行の予定に関する情報であり、また、端緒の種別につ  
いては、消費者庁が本件処分対象の被疑事実等をどのように認知し  
たかという端緒を明らかにするものである。

当該不開示部分に記載された情報は、正に消費者庁の着眼点や手法  
そのものであって、これらを公にすることにより、密行性の高い調  
査及び執行の着眼点、過程、手法等が推測され、これらの情報を把  
握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な  
事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易  
にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正  
な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることは明らかであり、  
法5条6号柱書き及びイに該当する。

(3) 検討

ア 文書1の日付（文書の作成日）について

消費者庁は、特商法違反の行政処分を行った日を公表しているところ、  
標記の不開示部分を公にすると、消費者庁内部で特商法違反の認定  
をした時期から処分を行うまでの期間といった、特商法違反事件に  
おける内部手続の処理期間が明らかとなり、消費者庁内部での違反認  
定から最終的に処分を行うまでの期間を推知し得ることになり、その  
結果、事業者が調査や処分の潜脱を画策する端緒を与えることになり、  
特商法違反被疑事件の調査において、正確な事実の把握を困難にする  
おそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがある  
旨の上記第3の4(2)エ(ア)の諮問庁の説明は、これを否定する  
ことまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書  
きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 文書1の消費者庁の職員4名の氏名について

標記の不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討する。

不開示とされた標記の職員は、特定会社の行政処分を担当した職員であることから、その氏名を公にすると、個別事案の検討の結果等に不満を持つ者から嫌がらせ等が行われ、当該職員に危害が及ぶ可能性があるなど、当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じるおそれがある旨の上記第3の4(2)イの諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

そうすると、当該職員の氏名は、申合せにおいて氏名を公にすべき場合から除かれる「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当し、当該職員の氏名は、当審査会事務局職員をして確認させたところ、職員録（独立行政法人国立印刷局編）には掲載されておらず、他に公表慣行があるとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当し、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 文書1の引用する資料番号（1ページ目の「第1」（見出し）の一部、3ページ目の4行目の末尾、10行目の文中、第2の2の4ないし12行目の文中及び脚注1の1行目の文中、4ページ目の第2の3の8ないし18行目の文中及び20及び21行目にかけて、5ページ目の最終行目の文中の各不開示部分の資料番号に限る。）について

標記の不開示部分は、これを公にすると、当該不開示部分の直前の開示部分である当該資料によって認定した事実の記載とあいまって、どのような事実認定に何点程度の資料を要したかなどの事実認定の手法が明らかになり、今後これを知った事業者は、事実認定に使用される見込みのある証拠資料等を推知することが可能となり、その隠ぺい又は改ざんを図るおそれがある旨の上記第3の4(2)エ(ア)の諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとまではいえず、これを否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 文書1の第1の「12 P I O相談件数」欄及び「14 過去の行

政処分・行政指導歴」欄の不開示部分について

標記の不開示部分（各欄）には、それぞれ表題どおりの情報、すなわち、特定の事業者の上記P I O－N E Tにおける消費者からの相談件数並びに過去の行政処分及び行政指導歴が記載されており、これらは、事業者の非公表の情報であって、当該事業者に関する消費者からの苦情や相談の件数及び、過去の法違反歴や行政指導歴といった、一般に事業者の社会的評価を低下させると認められる情報であるから、これらを公にすることにより、当該事業者の社会的評価を低下させるなど、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の上記第3の4（2）ウの諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 文書1の第1の「13 調査経緯」欄の不開示部分について

標記の不開示部分には、特定会社に対する取引等停止命令等の調査開始（端緒の種別を含む。）から処分に至るまでの経緯が記載されていることから、当該不開示部分は、法執行の予定に関する情報であり、また、端緒の種別については、消費者庁が本件処分対象の被疑事実等をどのように認知したかという端緒を明らかにするものである旨の上記（2）イの諮問庁の説明には、不自然、不合理な点があるとはいえない。

そうすると、当該不開示部分を公にすると、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等が推測され、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の特商法違反被疑事件の調査等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等がある旨の上記（2）イの諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ 文書1の第3の各「（3）違反事実の認定」欄の不開示部分について

標記の不開示部分には、具体的な違反事実が記載されていることから、これを公にすると、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等が推測され、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の特商法違反被疑事件の調査等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等がある旨の上記第3の4（2）エ（ア）

の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

キ 文書1の第4の1及び2の「見出し及び本文」及び第4の3の不開示部分について

標記の不開示部分には、「次の理由により、特商法38条1項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれ」及び同法39条1項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれ」があると認められる」と判断する理由に関する情報が記載されていることから、これを公にすると、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等が推測され、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の特商法違反被疑事件の調査等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等がある旨の上記第3の4(2)エ(ア)の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ク 文書1の第5の1(2)「取引等停止命令の期間」欄の不開示部分について

標記の不開示部分には、取引等停止命令の期間を判断する理由に関する情報が記載されていることから、これを公にすると、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等が推測され、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の特商法違反被疑事件の調査等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等がある旨の上記第3の4(2)エ(ア)の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ケ 文書1の第5の3の弁明の機会の付与の期間について

標記の不開示部分は、これを公にすると、弁明書の提出のために事業者が付与される期間といった、特商法違反事件における手続の処理期間の一端が明らかとなり、事業者等が特商法違反事件に関して取得した他の情報と併せることにより、密行性の高い調査及び執行の過程等を推測されるおそれがあることは、否定することまではできない。

そうすると、当該不開示部分を公にすると、当該情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の特商法違反被疑事件の調査等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等がある旨の上記第3の4(2)エ(ア)の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

コ 文書2の標題を除いた全部について

標記の不開示部分は、特定の事業者に対する特商法違反を理由とする行政処分を行うに際して、消費者庁取引対策課が違反の認定に用いた証拠の標目の一覧であることから、これを公にすると、消費者庁が特商法違反を認定するに当たり、どのような証拠を何点用いたかという、法執行における調査事実、収集証拠等に関する情報が明らかになり、その結果、密行性の高い調査及び執行の着眼点、手法等が推測され、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の特商法違反被疑事件の調査等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等がある旨の上記第3の4(2)エ(イ)の諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

サ 文書3の全部について

標記の不開示部分は、特定会社の特商法違反の認定に係る各証拠であり、その内容は、特定の事業者に対する特商法違反を理由とする行政処分を行うに際して、消費者庁取引対策課が同違反の認定に用いた書証であることから、これを公にすると、消費者庁がどのような証拠を収集し、それらの証拠につきどのように分析した上、どのように事実認定に用いているかなど、同庁による調査の方法や観点等が明らかとなり、その結果、密行性の高い調査及び執行の着眼点、手法等が推測され、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の特商法違反被疑事件の調査等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等がある旨の上記第3の4(2)エ(ウ)の諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを否定することはできない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号イに該当し、同号柱

書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、文書1の第1の「12 PIO相談件数」欄及び「14 過去の行政処分・行政指導歴」欄の不開示部分について、法5条2号ただし書による開示を求めているが、同号イにより不開示とされた部分は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとすべき特段の事情は認められず、審査請求人の上記主張は採用できない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ及び6号イに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別表 本件対象文書の不開示部分及び不開示理由

文書番号	文書名	不開示部分 (開示決定通知書(原処分)に記載された不開示部分)	不開示条項	不開示理由(開示決定通知書(原処分)に記載された不開示理由)
文書1	特定会社に対する取引等停止命令等について	<p>【1ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁の担当官職の右欄</li> </ul>	法5条1号	当庁の執行担当者氏名であって、公にすることにより、事件処理に不満を持つ者からの嫌がらせなど不当な圧力を受けるおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
		<p>【1～2ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1」の次の各欄 「12 P I O相談件数」 「14 過去の行政処分・行政指導歴」</li> </ul>	法5条2号イ	事業者の非公表の情報であって、公にすることにより、当該事業者の社会的評価を低下させるなど、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
		<p>【ヘッダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成日</li> </ul> <p>【引用する資料番号の黒塗り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1ページ目の「第1」(見出し)の一部。</li> <li>・3ページ目の4行目の末</li> </ul>	法5条6号柱書き及びイ	法執行における調査事実、収集証拠、法的評価、執行の予定等に関する情報であって、公にすることにより、密行性の高い調査及び執行の着眼点、過程、手法等が推測され、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ

		<p>尾、10行目の文中、脚注1の1行目の文中。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4ページ目の20～21行目にかけて。</li> <li>・5ページ目の最終行目の文中。</li> </ul> <p><b>【1ページ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッダー下に記載の作成日の部分。</li> <li>・「第1」の「13 調査経緯」欄。</li> </ul> <p><b>【3～48ページ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2」の「2」の4～12行目。</li> <li>・「第2」の「3」の8～18行目。</li> <li>・「第3」の「(3) 違反事実の認定」の各部分。</li> <li>・「第4」の「1」「2」の見出し及び各部分。</li> <li>・「第4」の</li> </ul>		<p>又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
--	--	--	--	--

		<p>「3」の1～3行目にかけて。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5」の「1」の「(2)」の部分。</li> <li>・「第5」の「3」の3行目の文中。</li> </ul>		
文書2	特定会社の認定に係る証拠一覧	一覧表の本体部分（文書の表題を除く。）	法5条6号柱書き及びイ	法執行における調査事実、収集証拠等に関する情報であって、公にすることにより、密行性の高い調査及び執行の着眼点、手法等が推測され、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
文書3	特定会社の認定に係る各証拠	全て	法5条6号柱書き及びイ	法執行における調査事実、収集証拠等に関する情報であって、公にすることにより、密行性の高い調査及び執行の着眼点、手法等が推測され、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握を

				困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
--	--	--	--	---